

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 逆浸透圧式造水装置モジュールエレメント交換業務
- (2) 仕様・規格 仕様書による
- (3) 数量 仕様書による
- (4) 履行期限 令和7年3月18日
- (5) 履行場所 仕様書による

2 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）において、資格の種類「役務の提供等」で「A, B, C及びD」の等級に格付けされ、九州・沖縄地域の競争資格を有する者であること。
- (3) 契約担当官等から物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札説明書の交付を受け、入札説明書に基づいて作成した証明書（様式第12号及び第13号）を提出し、その審査に合格した者であること。

3 入札書の記載事項

入札金額は、総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 契約条項を示す場所並びに入札説明書を交付する場所及び日時

- (1) 場所 水産庁九州漁業調整事務所総務課用度係
（福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日時 令和6年12月26日～令和7年1月21日
（10時00分～17時00分閉庁日を除く。）
（令和4・5・6年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の資格審査結果通知（写）を持参すること。）

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 場所 水産庁九州漁業調整事務所会議室
（福岡県福岡市博多区沖浜町8-1 福岡港湾合同庁舎5階）
- (2) 日時 令和7年1月22日10時00分。ただし、郵送（書留郵便に限る。）による入札書の受領期限については、令和7年1月21日正午までとする。

6 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

7 入札保証金及び契約保証金

免除する。

8 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

9 その他の事項

本公告に記載なき事項は入札説明書による。

以上公告する。

令和6年12月26日

分任支出負担行為担当官

九州漁業調整事務所長 中村 克彦

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成19年農林水産省訓令第22号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当省のホームページ（http://www.maff.go.jp/j/supply/sonota/pdf/260403_jigyousya.pdf）を御覧ください。

仕 様 書

1. 件 名 逆浸透圧式造水装置モジュールエレメント交換業務

2. 目 的

当所漁業取締船「白萩丸」(以下「本船」という)に装備されている逆浸透圧式造水装置は、衛生状態を保持し取締航海を実施する上で必要不可欠である。また、造清水は塩分濃度が上昇してくることから定期的なモジュールエレメントの交換作業が必要であるため。

3. 業務内容

(1) 本船に装備されている逆浸透圧式造水装置(アクアペットマークⅡ HR-15N型)について以下業務を実施すること。

既存モジュールエレメントを3本取り外し、モジュールエレメント(HR-5355EI)を新替及び復旧。またモジュールエレメントは高脱塩品99.5%以上とすること。
復旧後は清水にて加圧テストを実施し漏洩確認、その後は保存液封入すること。

(2) 取り外したモジュールエレメント等については施工業者にて適切に処分すること。

(3) 業務完了後は完了報告書を提出すること。

4. 業務場所

水産庁漁業取締船「白萩丸」
福岡市中央区那の津2丁目4番長浜船溜り
株式会社九州日新倉庫裏

5. 履行期限

令和7年3月18日

6. 環境負荷低減に向けた取組

(1) 環境関係法令の遵守

受注者は、業務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。なお、本業務の実施に関連すると考えられる主な法令の例を、次に掲げる。

① 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)

② 環境関係法令の遵守等
労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、業務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

① エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組(照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等)の実施に努めること。

② プラスチック等の廃棄物の削減に努めるとともに、資源の再利用を検討すること。

③ 物品調達に当たっては、エネルギーの節減及び生物多様性への悪影響の防止等の観点から、環境負荷低減に配慮したものの調達に努めること。

④ みどりの食料システム戦略の理解に努める、もしくは、環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努めること。

7. その他

(1) 履行前に作業内容について監督職員と十分協議すること。

(2) 履行にあたって疑義や不明な点が生じた場合には監督職員と十分協議すること。

(3) 業務により発生した廃棄物等は船外へ搬出し、所定の産業廃棄物処理手続きを踏み、廃棄すること。

(4) 業務前に十分な汚損対策を講じるとともに、業務に伴い汚損、破損した箇所は現状復帰すること。

(5) 受注に当たって知り得た事項等については第三者に漏らしたり、他の目的に利用しないこと。秘密保持に関することについては監督職員の指示に従うこと。